



熊本県公報

第 1 2 2 0 4 号

平成 25 年 4 月 9 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 熊本県認定こども園における教育及び保育実施要領の一部を
改正する要領…………… (子ども未来課) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 2
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 3
- 熊本県医師国民健康保険組合の規約変更に伴う認可… (国保・高齢者医療課) 4
- 救急医療機関に関する協力申出の撤回…………… (医療政策課) 4
- コンピュータネットワークシステムの賃貸借に係る一般競争
入札…………… (産業支援課) 4
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 5
- 公 告
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (商工振興金融課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (") 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 7
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 7
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 7
- コンピュータネットワークシステムの賃貸借に係る一般競争
入札参加資格…………… (産業支援課) 7
- 登 載 依 頼
- 熊本県交通安全活動推進センターの名称変更…………… (熊本県公安委員会) 11
- 正 誤
- 平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日熊本県条例第 7 6 号 (熊本県指定障
害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関
する条例) 中…………… (障がい者支援課) 11
- 平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日熊本県条例第 7 7 号 (熊本県指定障
害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例)
中…………… (") 12
- 平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日熊本県条例第 7 8 号 (熊本県障害福
祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例) 中…………… (") 12
- 平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日熊本県条例第 7 9 号 (熊本県障害者
支援施設の設備及び運営の基準に関する条例) 中…………… (") 12

告 示

熊本県告示第 4 4 8 号
 介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サー
 ビス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
 平成 2 5 年 4 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ヘルパーステーションふ きのとう 人吉市東間上町字下津留 2 8 1 1 番地 1	医療法人清藍会	平成 2 5 年 4 月 1 日

熊本県告示第449号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成25年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ヘルパーステーションふきのとう 人吉市東間上町字下津留2811番地1	医療法人清藍会	平成25年4月1日

熊本県告示第450号

熊本県認定こども園における教育及び保育実施要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成25年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県認定こども園における教育及び保育実施要領の一部を改正する要領
熊本県認定こども園における教育及び保育実施要領（平成19年熊本県告示第315号の6）の一部を次のように改正する。

第1条中「熊本県認定こども園の認定基準に関する条例」を「熊本県認定こども園の認定要件に関する条例」に改める。

第2条第1項中「認定子ども園」を「認定こども園」に、「第78条各号」を「第23条各号」に改め、同条第2項中「幼稚園教育要領（平成10年文部省告示第174号）及び保育園保育指針（平成11年10月29日児発第799号厚生省児童家庭局長通知）」を「幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）及び保育園保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）」に改める。

第4条第1項中「認定子ども園」を「認定こども園」に改める。

附 則

この要領は、平成25年4月9日から施行する。

熊本県告示第451号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 北内潟地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱35号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱35号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・大字・字	番 地
1	熊本市	西区小島九丁目	2010・2011合併2
2	〃	〃	2010・2011合併2
3	〃	〃	2010・2011合併2
4	〃	〃	2897
5	〃	〃	2901
6	〃	〃	2901
7	〃	〃	2897
8	〃	〃	2895
9	〃	〃	2862
10	〃	〃	2862
11	〃	〃	2860
12	〃	〃	2860
13	〃	〃	2851－2
14	〃	〃	2851－1
15	〃	〃	2850
16	〃	〃	2850
17	〃	〃	2850

18	〃	〃	2850
19	〃	〃	2069-1
20	〃	〃	2069-1
21	〃	〃	2069-1
22	〃	〃	2069-1
23	〃	〃	2052
24	〃	〃	2861-1
25	〃	〃	2051
26	〃	〃	2039-3
27	〃	〃	2039-1
28	〃	〃	2031
29	〃	〃	2030-1
30	〃	〃	2025-1
31	〃	〃	2899
32	〃	〃	2015-1
33	〃	〃	2013
34	〃	〃	2012-1
35	〃	〃	2012-1

熊本県告示第452号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成25年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所 ふきのとう 人吉市東間上町字下津留2811 番地1	医療法人清藍会	平成25年4月1日

熊本県告示第453号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成25年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所介護デイサービスセンター ふきのとう 人吉市東間上町字下津留2811 番地1	医療法人清藍会	平成25年4月1日

熊本県告示第454号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成25年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所介護デイサービスセンター ふきのとう 人吉市東間上町字下津留2811番地1	医療法人清藍会	平成25年4月1日

熊本県告示第 4 5 5 号

国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 2 7 条第 2 項の規定により次のとおり熊本県医師国民健康保険組合の規約（以下「規約」という。）の変更の議決を認可したので、国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）第 7 条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 5 年 4 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

組合員の範囲		認可年月日
変更前	変更後	
組合員の範囲 熊本県医師会々員である医師（第 1 種組合員）及び第 1 種組合員が開設する医療機関に従事する者（第 2 種組合員）で、規約第 4 条の地区内に住所を有するもの	組合員の範囲 医療及び福祉の事業又は業務に従事する熊本県医師会々員である医師（第 1 種組合員）及び第 1 種組合員が開設し又は管理者である熊本県の区域の医療機関及び福祉施設に勤務する者（第 2 種組合員）で、規約第 4 条の地区内に住所を有する者 医療及び福祉の事業又は業務に従事する者であることの判定基準は、別に定める。	平成 2 5 年 4 月 9 日

熊本県告示第 4 5 6 号

次の救急病院について、救急病院等を定める省令（昭和 3 9 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の申出が撤回されたので、同令第 2 条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 5 年 4 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	撤 回 日
桜十字八代病院	八代市通町 8 番 9 号	平成 2 5 年 3 月 3 1 日

熊本県告示第 4 5 7 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 2 5 年 4 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
コンピュータネットワークシステム一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成 2 5 年 4 月 1 5 日（月）午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

- (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 27 年 1 月 4 日から平成 27 年 1 月 31 日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県告示第 4 5 8 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 4 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 4 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	坂瀬川鬼池港線	天草市五和町鬼池字城 2001番1地先から 同所	前	4.9 ～ 5.2	17.2	災害防除
		2000番1地先まで	後	4.9 ～ 19.3		

2 区域を変更する期日 平成 25 年 4 月 9 日

公 告

熊本県公告第 2 2 6 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 25 年 4 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) デサキ熊本店
菊陽第二土地区画整理事業施行地内 22 街区 1 画地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社出先 代表取締役 出先秀樹	宮崎県延岡市春日町二丁目 8 番地 3

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成 25 年 8 月 15 日（希望予定日）
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2, 236 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 96 台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
No. 1 建物北西側 19 台
No. 2 建物南西側 11 台 合計 30 台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南東側 31.5 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南東側 11.77 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 7 時 閉店時刻 午後 9 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- (3) 午前6時30分から午後9時30分まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (4) 4箇所 建物敷地北側、西側及び南側
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで
- 7 届出年月日
平成25年3月22日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び県北広域本部菊池地域振興局総務振興課
平成25年4月9日から平成25年8月9日まで

熊本県公告第227号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成25年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス高田店
八代市本野町西草場2134-3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年10月5日（希望予定日）
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,987平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物西側 76台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南西側 22台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北西側 60平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北西側 11立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地西側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成25年3月25日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び県南広域本部八代地域振興局総務振興課
平成25年4月9日から平成25年8月9日まで

熊本県公告第228号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
阿蘇市内牧字東前無田1208番、同1209番、同1209番2及び同1211番
1
4,692.13平方メートル
- 2 開発を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
株式会社 コスモス薬品

熊本県公告第229号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成25年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
Y o u ランド玉名
玉名市中字寺畑1686番地3
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(1) 小売業者名	ニューコ・ワン株式会社				
(変更前)	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午前1時	
(変更後)	開店時刻	午前8時	閉店時刻	午前2時	
(2) 小売業者名	株式会社マツモトキヨシ九州販売				
(変更前)	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午前1時	
(変更後)	開店時刻	午前8時	閉店時刻	午前2時	
- 3 変更する年月日
平成25年3月26日
- 4 変更する理由
営業施策のため
- 5 届出年月日
平成25年3月25日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課
平成25年4月9日から平成25年8月9日まで

熊本県公告第230号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字前田876番1の一部及び同877番1の一部
276.80平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市御代志1534番地3
中島 廣盛

熊本県公告第231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字室字東迫尻730番3の一部、同730番11及び同731番32、606.26平方メートル(全体面積：6,725.07平方メートル)
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡大津町大字室1834番地1
石原 慎治

熊本県公告第232号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
(1) 借入物品及び数量

(2) コンピュータネットワークシステム一式
 業務に係る入札・契約担当部局
 熊本県商工観光労働部新産業振興局産業支援課
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2321
 ファックス番号 096-384-5385

(3) 借入物品の規格、品質等
 入札仕様書による。

(4) 借入期間
 平成 25 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日まで

(5) 借入場所
 熊本市東区東町三丁目11番38号
 熊本県産業技術センター 電子機械分館

(6) 入札方式
 この入札は、電子入札システムを使用し行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札がでる。また、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、公公告後、次のアからウのいずれかに該当し、かつ、4(2)アの電子入札システム承認を提出し、承認を受ける側のシステム障害、害により入札の継続が不可能と認められる者が失効、閉塞、破損等を使用できなくなる等の理由により、ICカードの再取得を準備している者

(7) 入札金額
 入札金額は、貸借料1月当たり借入代金とす。見積りに当たっては60ヶ月の借料で計算する。ことハの仕書に定めるソコトを初期に設定し、残額を100分の5に相当する額を切り捨てる。その端数消費税及び地方消費税の希望金額の105分の100に相当する金額を超過しないこと。仕書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札(物品調達・業務委託契約等)運用基準の規定を準用する。

(8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札(物品調達・業務委託契約等)運用基準の規定を準用する。

(9) 最低制限価格の設定
 この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)により入札参加資格を有する者として営業種目「リース・レンタル(OA機器類)」に登録された者であること。入札参加資格を有していない場合又は電子入札システム利用者登録が完了していない場合は、次のアからエまでのことと受け付ける。ただし、電子入札システムを利用するために必要なICカード等を取付していない場合は、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

ア 競争入札参加資格審査申請書及び熊本県電子入札システム利用届受付期間
 公告の日から平成25年4月15日(月)午後5時まで
 イ 競争入札参加資格審査申請書及び熊本県電子入札システム利用届提出先
 熊本県出納局管理調達課管理審査班(熊本県庁行政棟本館2階)
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。

エ 提出の方法
 イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) コンピュータネットワークシステムリース仕様書の内容を満たしていること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

- この入札に参加を希望する者は、2(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることを確認する者であること、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 添付資料 その他確認書類
- (ア) コンピュータネットワークシステム機器内訳書及びカタログなどの関連資料
(イ) 情報技術研究室における機器等配置図
(ウ) 情報技術研究室におけるラック構成図
(エ) 各システムのソフトウェア構成表
(オ) 機器とソフトウェア保守の項目、明細及び体制
(カ) 移行作業計画と体制
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに添付するイの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合は、イの書類の目録をアに添付して電子入札システムにより提出し、イの当該書類は提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成25年4月25日(木)午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成25年4月25日(木)午後5時までにを行う。
- (2) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成25年5月20日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成25年5月21日(火)午前10時
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県商工観光労働部新産業振興局産業支援課
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成25年5月20日(月)(必着)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「委託業務名称」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (3) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(2)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(2)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (4) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (5) 入札の無効
次のアからエまでのいずれかに該当する入札は無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者は無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

- イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (6) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (7) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (8) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して14日を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して7日を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること。
(本公告に係る入札・契約担当部局)
熊本県商工観光労働部新産業振興局産業支援課
電話番号 096-333-2321
ファックス番号 096-384-5385
- (2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）及び電子入札システム利用届に関すること
熊本県出納局管理調達課管理審査班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Consignment
Computer and Network System
One set
- (2) Date and Place for tender:
Date: May 16 2013
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Industrial support section
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, kumamoto City, kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2319
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

登 載 依 頼

熊 本 県 公 安 委 員 会 告 示 第 7 号

交通安全活動推進センターに関する規則（平成 1 0 年 国 家 公 安 委 員 会 規 則 第 3 号）第 3 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 名 称 等 の 変 更 に つ い て 届 出 が あ っ た の で、同 条 第 2 項 の 規 定 に よ り、次 の と お り 告 示 す る。

平 成 2 5 年 4 月 9 日

熊 本 県 公 安 委 員 会 委 員 長 武 藤 徳 子

法人の名称	変更に係る事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
財団法人熊本県交通安全協会（昭和28年4月15日に財団法人熊本県交通安全協会という名称で設立された法人をいう。）	名称	財団法人熊本県交通安全協会	一般財団法人熊本県交通安全協会	平成25年4月1日
	事務所の名称	財団法人熊本県交通安全協会熊本県交通安全活動推進センター	一般財団法人熊本県交通安全協会熊本県交通安全活動推進センター	

正 誤

平 成 2 4 年 1 2 月 2 5 日 熊 本 県 条 例 第 7 6 号（熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2 5 1	5 8	指定通所支援基準条例	同条例
2 5 1	5 9	指定通所支援基準条例	同条例
2 5 1	6 0	指定通所支援基準条例	同条例
2 5 1	6 5	個別支援計画	これ
2 5 3	3 5	場合は	場合には
2 5 5	3 3	、当該障害	当該障害
2 5 8	5 6	前各項	前各号
2 5 9	5 3	指定障害福祉サービス	指定障害福祉サービス等
2 5 9	5 4	指定障害福祉サービス事業者等	指定障害福祉サービス事業者
2 7 0	5 5	場合には	場合は
2 7 5	5	運営規程	規程
2 7 6	1 1	規定により	規定する
2 8 0	3 6	きゆう師	きゆう師
2 8 0	6 8	きゆう師	きゆう師
2 8 6	3 4	、1人以上	1人以上
2 8 7	1 4	、基準省令	基準省令
2 8 8	7	会計と	会計を
2 8 8	7	会計とを	会計と
2 8 9	9	という。)に係る	というに係る
2 8 9	6 6	位置付けられていること。	位置付けられていること
2 8 9	6 7	認めること。	認めること

平成24年12月25日熊本県条例第77号（熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
292	36	60以下	利用者の数が60以下
292	37	61以上	利用者の数が61以上
292	40	場合には	場合については
292	61	60以下	利用者の数が60以下
292	62	61以上	利用者の数が61以上
297	20	第3項各号に定める	第3項の
300	11	考慮して	考慮し、
300	13	適切な	、適切な

平成24年12月25日熊本県条例第78号（熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
309	1	（苦情への対応）	（苦情解決への対応）
312	20	生活支援員	生活支援員の数
312	23	60以下	利用者の数が60以下
312	24	61以上	利用者の数が61以上
313	19	が利用できる	を利用させることができる
320	35	含む。）の規定は	含む。）は

平成24年12月25日熊本県条例第79号（熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
321	57	円滑な	、円滑な
323	9	、この	この
323	49	文部省、厚生省令	文部省・厚生省令
323	54	同項第8号の多目的室	多目的室
325	17	認定障害者支援施設に	認定障害者支援施設が
328	21	応じて	応じ、